

回 覧											

令和 7 年 9 月

町内会・自治会の皆様へ

盛岡市総務部危機管理防災課

災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所の新規指定について（お知らせ）

日頃から当市の防災行政の推進に、格別の御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

次の施設について、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定しましたのでお知らせいたします。

※指定緊急避難場所とは・・・

住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、地震、洪水などの災害種別ごとに指定しているものです。

※指定避難所とは・・・

避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設です。

記

1 指定する施設（場所）の名称、所在地及び連絡先

名 称：農民研修センター

所在地：下田字仲平 59-124（裏面位置図のとおり）

連絡先：019-683-3852（産業振興課）

2 指定区分

- ・指定緊急避難場所（災害種別：洪水、地震）
- ・指定避難所

3 指定する場所

- ・研修室（集会ホール） 202.5 m²
- ・研修室（和室） 55.0 m² （73 人収容／257.5 m²）

【お問合せ先】

総務部危機管理防災課復興推進係
電話 019-613-8386（直通）

○位置図

名 称：農民研修センター

所在地：下田字仲平 59-124

連絡先：019-683-3852（産業振興課）

